

# 令和5年度監査結果について

## I 実地監査結果

## II 書類監査結果

(参考)令和6年度監査計画

令和6年6月12日



監 査 部

# I 実地監査結果

## 1. 概要

- 令和5年度の実地監査は、71協会員(前年103協会員)に実施しました。内訳は一般監査59協会員(同80協会員)、特別監査12協会員(同23協会員)でした。  
業態別では消費者向けが57協会員(構成比80.3%)、事業者向けが14協会員(同19.7%)でした。
- 監査の結果、指摘があった協会員は11協会員(前年22協会員)で、その割合は15.5%(同21.4%)でした。  
指摘件数の合計は14件(同38件)で、実施した1協会員当たりの指摘件数は0.2件(同0.4件)、1協会員あたりの指摘件数は1.3件(同1.7件)でした。
- 指摘事項は、「契約締結時の書面の交付(貸金業法第17条)」及び「帳簿の備付け(同19条)」が複数協会員にあり、指導事項では、「反社会的勢力に対する態勢(事前・定期の反社照会等)」、「マネロン・テロ資金供与対策(特定事業者作成書面等の作成等)」、「ホームページの記載事項」、及び「社内規則(法令改正に伴う改訂、システムリスク管理態勢に係る社内規則の策定)」に関するものが多く見受けられました。
- 71協会員のうち、18、19歳の若年者に貸付けを行う予定の11協会員については、社内規則策定ガイドライン(過剰貸付けの防止)の遵守状況を確認した結果、1協会員に指摘事項がありました。

## 2. 監査結果

### (1)実施協会員数等

実施協会員数(A)	71 会員	指摘有協会員の発生率(B/A)	15.5%
指摘有の協会員数(B)	11 会員		

### (2)指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	法令等違反事項	改善事項	指導事項	
一般監査	貸金業法	9件	2件	7件	/	
	自主規制関連	0件	0件	0件		
	その他法令	1件	0件	1件		
59協会員	小計	指摘件数	10件	2件	8件	212件
特別監査	貸金業法	3件	1件	2件	/	
	自主規制関連	1件	1件	0件		
	その他法令	0件	0件	0件		
12協会員	小計	指摘件数	4件	2件	2件	18件
合計		指摘件数(C)	14件	4件	10件	230件
指摘有の協会員数*(D)			11 協会員	4 協会員	9 協会員	66 協会員
実施した1協会員当たりの指摘件数(C/A)			0.2 件	0.1 件	0.1 件	3.2 件
指摘有の1協会員当たりの指摘件数(C/D)			1.3 件	1.0 件	1.1 件	3.5 件

\*「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した協会員が2協会員あるため、合計数は一致しません。

・特別監査とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、特定の項目について点検を行うものをいう。

・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

《 参 考 》実地監査結果推移

実施年度(和暦)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施協会員数(A)	123	119	131	119	101	101	53	86	103	71
監査結果(1)	指摘有協会員数(会員)(B)	48	53	72	36	33	26	19	21	11
	指摘有協会員の割合(B/A)	39.0%	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	35.8%	24.4%	15.5%
監査結果(2)	指摘件数(件)(C)	88	117	140	64	58	56	34	36	14
	実施した1協会員あたり指摘件数(件)(C/A)	0.7	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.2
	指摘有1協会員あたりの指摘件数(件)(C/B)	1.8	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8	1.7	1.3

(3) 指摘事項の内容（法令等違反事項 及び 改善事項） 《3か年比較》

法令等	概 要	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項
貸金8条	変更の届出	—	—	—	—	—	—
貸金12条の4	証明書の携帯等	—	—	—	—	—	—
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	1	—	1	2	2	4
貸金13条	返済能力の調査	—	—	2	2	1	2
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	—	—	2	—	—	1
貸金13条の3	基準額超過極度方式基本契約に係る調査	1	—	—	—	—	—
貸金16条	誇大広告の禁止等	—	—	—	—	—	—
貸金16条の2	契約締結前の書面の交付	1	—	1	2	2	8
貸金17条	契約締結時の書面の交付	—	6	2	15	2	8
貸金18条	受取証書の交付	—	—	—	—	—	1
貸金19条	帳簿の備付け	—	2	1	1	—	2
貸金20条	特定公正証書に係る制限	—	—	—	—	—	—
貸金21条	取立て行為の規制	—	1	—	1	—	1
貸金22条	債権証書の返還	—	—	—	—	—	—
貸金23条	標識の掲示	—	—	—	—	—	—
貸金24条	債権譲渡等の規制	—	—	—	—	—	—
貸金24条の6の2	開始等の届出	—	—	—	—	—	—
貸金41条の35	個人信用情報の提供	—	—	—	—	—	—
貸金41条の36	指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等	—	—	—	2	—	—
<b>貸 金 業 法 計 (A)</b>		<b>3</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>25</b>	<b>7</b>	<b>27</b>
自主11条	社内態勢整備	1	—	—	—	—	—
自主22条	返済能力の調査-借入れ意思の確認	—	—	—	2	—	—
自主32条	返済能力の確認	—	—	—	—	—	2
<b>自 主 規 制 基 本 規 則 計 (B)</b>		<b>1</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>2</b>	<b>—</b>	<b>2</b>
犯収6条	確認記録の作成義務等	—	1	—	2	—	—
<b>そ の 他 法 令 計 (C)</b>		<b>—</b>	<b>1</b>	<b>—</b>	<b>2</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>総 計 (A+B+C)</b>		<b>4</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>29</b>	<b>7</b>	<b>29</b>

貸 金 : 貸金業法

自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

#### (4) 指導事項の内容 《3か年比較》

概 要	令和 5年度	令和 4年度	令和 3年度
1.ホームページの記載事項 ・ 貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等) ・ ホームページのアドレスが登録申請の内容と相違している。 ・ 協会番号の表示が協会推奨方式と相違している。 等	31	50	49
2.反社会的勢力に対する態勢 ・ 反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・ 反社情報データベースが構築されていない。 ・ 特定情報照会サービスを利用しているが、事前照会・定期照会が未実施である。 等	39	37	30
3.社内規則の策定 ・ 法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 ・ システムリスク管理態勢に係る社内規則を策定していない。 等	25	16	29
4.届出事項 ・ 登録内容の変更に係る届出書が提出されていない。 ・ 立入検査に係る届出書が提出されていない。 等	22	30	19
5.貸付条件表の掲示内容 ・ 貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 ・ 担保に関し、保証人についての記載がない。 等	4	13	4
6.研修(周知徹底) ・ 実施記録を作成・保存していない。 等	7	16	14
7.取引時確認記録 ・ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・ 法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。 等	8	4	6
8.内部監査 ・ 内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 等	13	11	15
9.業務検証 ・ 業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 等	4	4	8
10.個人情報の安全管理措置 ・ 個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。 ・ 借入申込書に家族の氏名・生年月日・勤務先を記入させているが、家族の同意を得てない。 ・ 個人情報の取得の同意書面の同意項目が不足している。 等	10	8	2
11.マネロン・テロ資金供与対策 ・ 特定事業者作成書面等を作成していない。 等	35	54	46
12.個人情報保護宣言の公表 ・ 個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。 等	—	1	4
13.借入れの意思の確認 ・ 借入申込書の記載項目が不足している。 等	1	—	2
14.従業者名簿 ・ 従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。 等	—	—	1
15.指定紛争解決機関の名称の公表 ・ 指定紛争解決機関の名称を公表していない。	2	4	7
16.貸金業者登録票 ・ 登録有効期間の表示に誤りがある。 等	—	—	—
17.加入指定信用情報機関の名称の公表 ・ 加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	4	3	5
18.帳簿の備付け ・ 交渉経過の記載項目が不足している。 ・ 業務委託先での交渉経過の記録を自社に備え付けていない。 等	7	7	4
19.重要事項変更時の書面の交付 ・ 和解書の記載項目が不足している。	16	—	—
20.その他 ・ カード入会申込書に記載の暗証番号にマスキングをしていない。 等	2	8	6
総 計	230	266	251

### 3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

#### (1)法令等遵守態勢

- ・当協会員は、内部管理部門において協会発信情報を見落とすことがないよう、新着情報配信メールサービスを部門の共有アドレスで登録して部門全員が確認することになっているなど、法令遵守意識の向上に努めている。

(リース会社 貸金業務従事者100名未満)

#### (2)貸付審査態勢

- ・当協会員は、返済能力調査において、自社作成の「総量規制内貸付チェックシート」、「除外、例外貸付チェックシート」、「法人貸付チェックシート」の使用を必須としている。  
当該チェックシートには、貸金業法施行規則に規定されている保存を要する書面等が網羅されており、チェックボックスにチェックを入れることにより、必要書面の徴収漏れを防止するとともに、返済能力調査記録としても活用している。

(事業者向貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

- ・当協会員は、ウェブ用の契約書面について、システムに入力された内容を担当者以外の職員が改めて見直しており、手書きでチェックを入れることにより、事務ミスが起きないように対策しているなど、適正な業務運営の確保に努めている。

(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者200名未満)

#### (3)業務検証

- ・当協会員は、内部監査の点検項目について協会の監査計画を参考に、当該年度の監査の重点事項を協会の監査ガイドライン「別冊チェックリスト(主な着眼点)」に基づき点検しており、適正な業務運営の確保に努めている。

(リース会社 貸金業務従事者100名未満)

#### (4)社員教育等

- ・当協会員は、教育担当責任者を社長直属として専任しており、自主規制基本規則第11条に規定する21項目に合わせ、理解度確認テスト(20問)を作成し全従業員を対象に自己点検を実施している。点検の結果、間違い箇所については全支店で共有するとともに、別途教育プログラムに活用するなど、法令遵守意識の向上に努めている。

(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

## Ⅱ 書類監査結果

### 1. 概要

- 令和5年度の定期書類監査は、令和6年度中に貸金業者登録有効期間の満了日を迎える258協会員(1協会員あたり3年に1回の頻度)を対象に実施しました。
- また、協会加入から概ね6か月を経過した51協会員に対し基本的な態勢整備を確認する書類監査と、1協会員に対しシステムリスク管理態勢を確認する書類監査を実施しました。(個別書類監査)
- 定期書類監査で指摘事項があったのは、9協会員で指摘件数は12件でした。また、個別書類監査で指摘事項があったのは、6協会員で指摘事項は11件でした。
- 主な指摘事項は、「反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していない」、「特定事業者作成書面等の作成・見直しを行っていない」等でした。

### 2. 監査結果

#### (1) 定期書類監査

##### ① 提出状況

区分	協会員数
対象協会員*	258 協会員
廃業等	▲ 3 協会員
提出数(評価対象)	255 協会員

\* 対象協会員・・・貸金業者登録満了日が令和6年4月1日から翌年3月31日に到来する協会員  
(令和4年10月以降に加入した協会員及び令和5年度に実地監査を実施した協会員を除く)

##### ② 点検結果

評価	協会員数	割合	指摘件数
指摘事項のある協会員	9 協会員	3.5 %	12 件
指摘事項のない協会員	246 協会員	96.5 %	-
合計	255 協会員	100.0 %	12 件

#### (2) 個別書類監査

- 個別書類監査とは、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員に対して行うものをいいます。
- 協会加入から概ね6か月を経過した51協会員に対し、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を行いました。

個別書類監査(新規)	7月実施	11月実施	2月実施	計
対象協会員	24 協会員	11 協会員	16 協会員	51 協会員
指摘事項のある協会員	4 協会員	0 協会員	2 協会員	6 協会員
指摘件数	9 件	0 件	2 件	11 件

- 上記の他、1協会員に対し、システムリスク管理態勢の整備状況を確認する書類監査を行った結果、指摘事項はありませんでした。

(3) 指摘内容

法令等	指摘の概要	令和5年度 指摘件数		
		定期書類監査	個別書類監査	
貸金業法	貸金 6条(令3条の2)	貸金業者の最低純資産額	1	—
	貸金 13条	指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した返済能力の調査	—	1
	貸金 41条の37	加入指定信用情報機関の商号等の公表	1	2
	監Ⅱ-2-4(1)⑤ホ	システムの脆弱性への適切な対策(OSの最新化等)	—	1
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースの構築	3	5
	<b>貸金業法 計</b>		<b>5</b>	<b>9</b>
その他法令	犯収 4条	法人との取引時確認における実質的支配者の確認	1	—
	犯収 11条(犯収規則32条)	「特定事業者作成書面等」の作成・見直し	5	—
	金融分野G 20条	「個人情報保護宣言」の公表	1	2
	<b>その他法令 計</b>		<b>7</b>	<b>2</b>
<b>総 計</b>		<b>12</b>	<b>11</b>	

\*「—」は点検項目になし

- ※ 貸金: 貸金業法  
 令: 貸金業法施行令  
 監: 貸金業者向けの総合的な監督指針
- 犯収: 犯罪による収益の移転防止に関する法律  
 犯収規則: 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則  
 金融分野G: 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

(ご参考) 主な指摘事項にかかる点検内容

**【反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築】**(定期書類監査 点検08、個別書類監査 点検08)

- ・ 反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。
  1. 構築している
  2. 構築していない

**【特定事業者作成書面等】**(定期書類監査 点検19)

- ・ 特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行っていますか。
  1. 行っている
  2. 行っていない

**【加入指定信用情報機関の商号等の公表】**(定期書類監査 点検32、個別書類監査 点検42)

- ・ 指定信用情報機関(JICC・CIC)に加入している場合、指定信用情報機関の商号又は名称をどのようにして公表していますか。
  1. 店頭でのポスター(自社で作成したものを含む)掲示
  2. ホームページへの掲載
  3. 公表していない
  4. 指定信用情報機関に加入していない

### 3.「書類監査に関するアンケート」の結果

- 書類監査は、協会員自身による内部管理態勢の整備・充実を補強することを主な目的として継続実施していますが、将来の書類監査の方向性を確認させていただくため、アンケートを実施しました。
- 定期書類監査(令和5年度)を受けた協会員のうち、250協会員から回答がありました。

〈問1〉 書類監査の実施について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

(n=250/単位:件。以下同じ)

① 現行のまま継続を希望	② 中止又は廃止を希望	③ 時期、頻度等を見直し継続	無回答
188	17	44	1
75.2%	6.8%	17.6%	0.4%

〈問2〉 WEB書類監査について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 使ってみて、よかった	② 使ってみたが、よくなかった	③ 使っていないが、 今後使ってみたい	④ 使っていないし、 今後も使うつもりはない
161	3	64	22
64.4%	1.2%	25.6%	8.8%

〈問3〉 書類監査の設問のボリューム(量)について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 適切	② (設問数)が多い	③ (設問数)が少ない
200	50	0
80.0%	20.0%	0.0%

〈問4〉 書類監査の設問レベルについて、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 今回と同水準でよい	② 水準を上げた方がよい (高度な内容)	③ 水準を下げた方がよい (初歩的な内容)
232	3	15
92.8%	1.2%	6.0%

〈問5〉 書類監査の手法について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 現行の手法でよい	② 法定書面の点検を追加希望	③ その他
243	5	2
97.2%	2.0%	0.8%

〈問6〉 の書類監査、協会の監査に対する自由記述欄では、以下の意見が寄せられました。(抜粋)

- 紙の印刷コスト削減の点でも引き続きWEB形式での監査をお願いしたい。
- 言い回しを簡単にして欲しい。／ もっと簡単をお願いしたい。
- 定期的な実地監査のみで十分。
- 一時保存の内容を第三者が確認(保存して印刷)できるような手段が欲しい。
- 定期書類監査の時期について、当社の貸金業登録期限が年度初頭であり、更新手続きと書類監査の時期が重なる。実施対象を1年で区切らず、半年ごとに区切り、時期をずらして実施してもらえれば、監査結果を有効活用できる。

▶ いただいたご意見につきましては、今後の書類監査の実施方法等の改善の参考にさせていただきます。

## 令和6年度監査計画

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、令和6年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

### 《監査方針》

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

### 1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- (1) 法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況(第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む)
- (2) 成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況(引き続き金融当局と緊密な連携を図り確認)
- (3) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況(マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの遵守状況を含む)
- (4) 利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
- (5) システムリスク管理態勢の整備状況
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

### 2. 監査対象協会員

#### (1) 実地監査

監査対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な監査を実施する。

#### (2) 書類監査

令和6年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度(令和7年度)に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和6年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

以上

### 【参考】

#### ◎令和6年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢(監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む)
3. 反社会的勢力による被害の防止
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8. 貸金業務取扱主任者
9. 禁止行為
10. 利息・保証料等にかかる制限等
11. 契約に係る説明態勢
12. 過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む)
13. 広告に関する規制
14. 書面の交付義務
15. 取立行為規制
16. 帳簿の備付け等(証明書の携帯等を含む)
17. 債権譲渡等
18. 営業店登録
19. 過払金支払
20. システムリスク管理態勢
21. 非営利特例対象法人

※下線…本年度の監査の重点事項に係る監査項目

《 お問合せ先 》

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028